全国市長会による防災対策及び被災市等への支援

全国市長会　行政部

本文は令和５年末までに寄稿したものです。令和６年元日に発生しました能登半島地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、犠牲となられた方に深く哀悼の意を表します。

１　はじめに

（１）全国市長会の沿革と役割

本会は、前身の関西各市聯合協議会が明治31年に創立されて以降、昭和38年の地方自治法の改正により、市長の全国的連合組織として自治大臣（現・総務大臣）への届出団体となり、令和５年には創立125周年を迎えている。令和５年４月１日現在、815の都市（792の市と23の東京都特別区）があり、すべての都市の市長及び区長によって組織されている。

都市間の連絡協調を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的とし、全都市に共通する課題や、単独の市では解決が難しい問題への対応策について調査研究を行い、決議や提言として意見集約し、それらの集約した意見を発信して関係者の理解を求めるほか、国会・政府等に対してその実現について働きかけを行っている。

（２）全国市長会の組織

本会では、会務を遂行するため、表１に記載の会議を設けている。

表１　全国市長会会議一覧

全国市長会議（総会）	全市長による議決機関
理事会	執行機関
評議員会	議決機関
委員会	分野別の政策審議機関 （行政委員会、財政委員会、社会文教委員会、経済委員会）
特別委員会	特定の政策課題に関する政策審議機関 （政策推進委員会、防災対策特別委員会など）
協議会	特定の性格を有する都市の共通問題に対処する機関
研究会等	特定の分野に関する調査研究機関

また、全国の９地域（北海道、東北、北信越、関東、東海、近畿、中国、四国、九州）に支部が置かれ、支部内各都市間の連絡等にあたっているほか、都道府県ごとに市長会が置かれ、都道府県内各都市間の連絡等にあたっている。

写真１　第93回　全国市長会議（令和５年６月７日）

２　全国市長会による防災対策、被災市等の災害対応への支援

（１）防災対策特別委員会

本会では、防災に関する調査研究及びその対策、災害発生時における連携協力のあり方等を審議するため、平成30年７月に「防災対策特別委員会」を設置している。同特別委員会の委員は、行政委員会、財政委員会、社会文教委員会、経済委員会の各委員長のほか、全国の９地域の支部長、都道府県市長会の会長等により構成され、政府や有識者との意見交換などを実施し、防災対策の推進、強化について、理解を深めるとともに、政府等に対し、防災対策の諸課題に対する要望の実現を働きかけている。

写真２　「住家被害認定調査におけるデジタル化の推進等に関する要望」について、
防災対策特別委員会から内閣府へ要請（令和５年１月24日）
（写真左より、白岩・南陽市長（副委員長）、谷・内閣府特命担当大臣（防災担当）、
大西・熊本市長（委員長）、髙橋・稲城市長（副委員長））

（２）災害対応支援

全国市長会では、全国で災害が発生した際、その状況に応じて災害支援室、または災害対策本部の設置や、本会が運営する災害掲示板等による各市区からの報告等を通じた情報収集・発信、総務省が運用する応急対策職員派遣制度等への対応など、以下に挙げる被災市等の災害対応への支援の仕組みを整備している。

ア　全国市長会ネットワークによる発災直後の急性期における支援

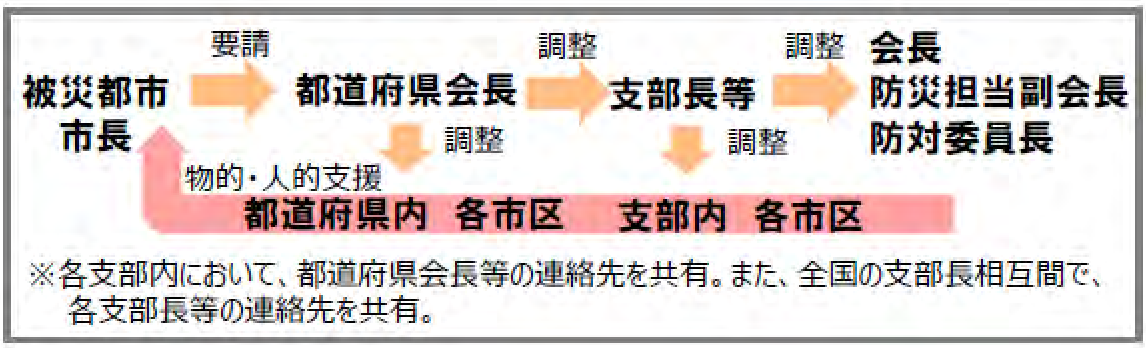

図１　全国市長会ネットワークによる支援の流れ

主に発災急性期における被災都市自治体への支援を強化するため、平時から関係市区長間において、災害時に対応できる連絡先を相互に共有することにより、市長相互間の緊密な連携のもと、迅速かつ効果的な被災地支援が行えるよう、また、その支援状況等の情報を集約することのできる緊急連絡網による体制を整備している。

支援の流れとしては、被災都市市長がまず、都道府県会長に支援要請を行い、都道府県内各市区からの支援では要請に応じきれないと考えられる場合には、支部長等において、支部内連絡網を活用し、被災都市市長より必要とする物資等のニーズを把握し、支部内で必要な支援や情報提供等を行うこととしている。

さらに、支部内調整のみでは、被災都市市長の要請に応じきれないと考えられる場合には、支部長から、近隣支部又は会長等に応援を要請することとし、また、他の支部において災害が発生した場合には、他の支部長又は会長等からの要請に基づき支部内において必要な調整を行うこととしている。

なお、会長、防災担当副会長、防災対策特別委員会委員長は、支部長と綿密な連携をとるとともに、支部長からの依頼に応じ、各種の調整等を行っている。

本会事務局においては、平時より緊急連絡網の整備支援を行うとともに、支部の事務局より報告された支援状況等の情報を都市自治体に提供している。また、災害掲示板等に寄せられた情報をとりまとめ、本会ホームページへの掲載や記者発表などの方法により、取組内容を一般に広く公表するとともに、被災都市の支援に必要な情報を状況に応じて全国に発信している。

イ　国土交通省・地方整備局長とのホットラインによる支援の要請

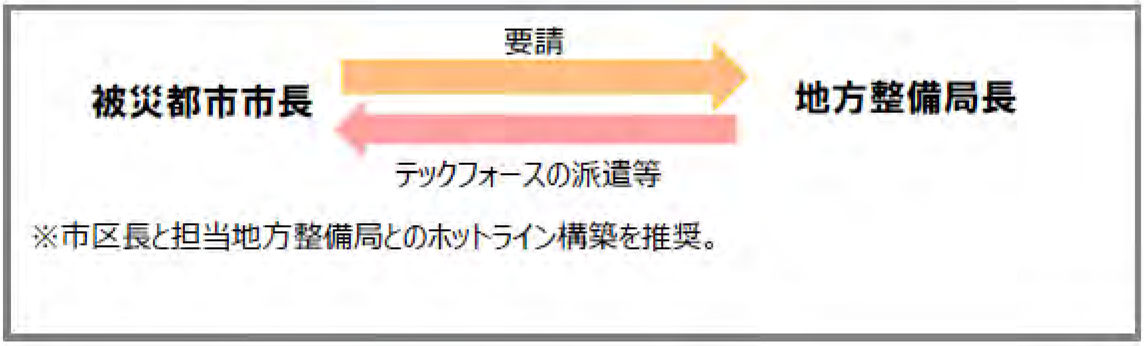

図２　地方整備局長とのホットラインイメージ

災害発生時において、被災都市市長が地方整備局長などに直接連絡し、排水ポンプ車やテックフォース（緊急災害対策派遣隊）の派遣等の支援を要請できる連携体制を構築するため、市区町村別の担当事務所等を整理した「災害時ホットライン担当事務所」一覧について、国土交通省から本会へ提供を受けており、日頃から全市区長に共有している。

各市区長においては、平時より担当地方整備局長との「顔の見える関係」を構築するとともに、当該一覧をもとに災害時の連絡体制を確認するなど、国土交通省との連携強化による防災対策を推進している。

ウ　農林水産省とのホットライン構築

図３　農林水産省とのホットラインイメージ

農林水産分野における迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を図るため、都道府県別に管轄の地方農政局、森林管理局、水産庁の連絡先を整理した一覧について、農林水産省から本会へ提供を受けており、日頃から全市区長に共有している。

災害発生後、被災都市市長は被害の状況に応じ、直接、地方農政局等へ連絡をとり、ＭＡＦＦ－ＳＡＴ（農林水産省サポートアドバイスチーム）の派遣等を要請することができる。

地方農政局等は速やかに現地へリエゾンを派遣するなど、現地ニーズを把握・調整し、それらの情報などをもとに、ＭＡＦＦ－ＳＡＴの派遣または応急ポンプをはじめとする物資等による支援を実施している。

エ　内閣府（災害救助法適用関係）とのホットライン構築

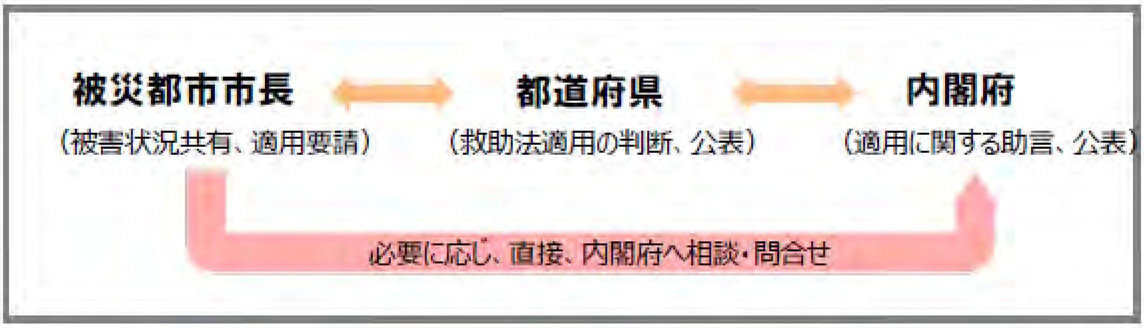

図４　内閣府（災害救助法適用関係）とのホットラインイメージ

災害発生時に被災者支援のため迅速な適用が求められる災害救助法について、法律上、その適用権限については都道府県が有しているが、被災市区から都道府県に適用の要請をしたが様々な課題が生じた場合、都道府県への連絡が通じない場合などにおいて、被災都市市長から内閣府（災害救助法関係）へ直接、相談・問合せをすることができる。

その連絡先について、日頃から全市区長に共有しており、市区長は必要に応じ、災害対応に役立てることとしている。

オ　日本弁護士連合会（日弁連）との協定に基づく法律相談の実施

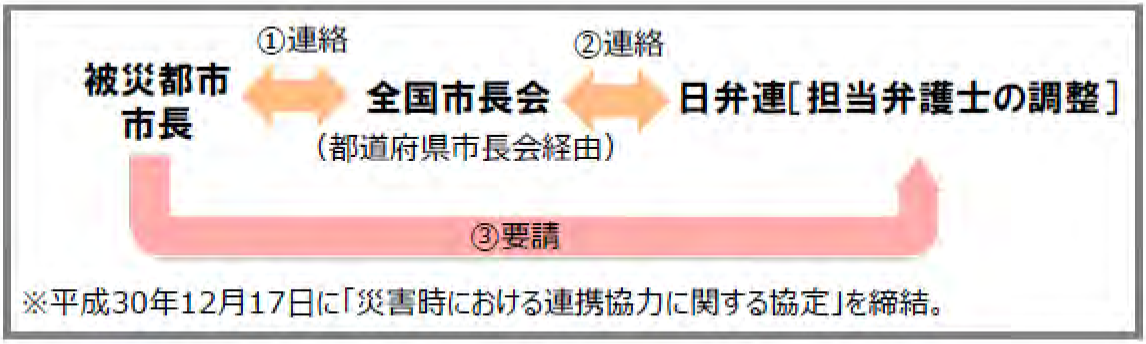

図５　日弁連との協定に基づく支援の流れ

発災後の迅速な生活再建の支援等のため、平成30年12月17日、日本弁護士連合会と本会の間で、「災害時における連携協力に関する協定」を締結した。本協定は、被災者に対する弁護士による相談等を実施できるよう互いに連携協力をすること等を定めている。

災害発生時の支援の流れとしては、被災都市市長から本会に対し、被災者に対する弁護士相談の要請・連絡があった場合には、その実施に向けて日弁連及び本会が連携し、被災都市、被災地弁護士会等との具体的な連絡調整を行うほか、協定に基づき被災者の生活再建や被災地域の復旧復興など被災者に有益な情報の提供等を行うこととしている。

カ　特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（ＪＰＦ）との連携

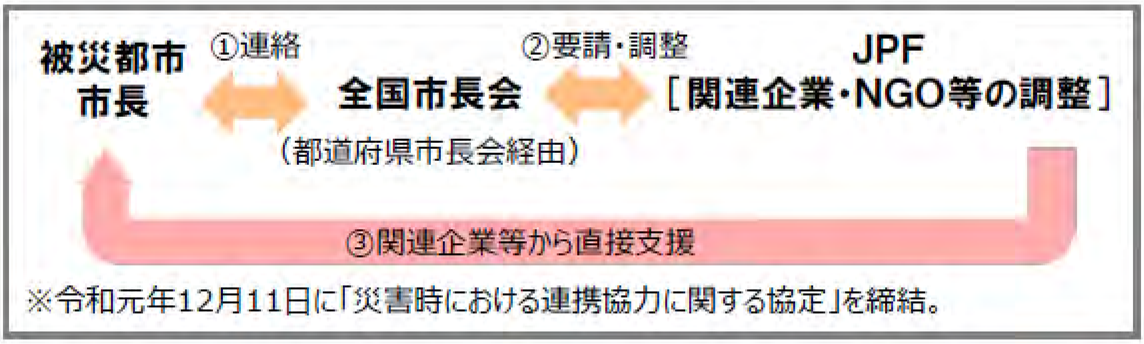

図６　ＪＰＦとの協定に基づく支援の流れ

被災市区への物的支援等が迅速かつ適切に行われるよう、関連企業・ＮＧＯ等との連携による被災地支援にノウハウを持つ特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下「ＪＰＦ」という）と本会との間で、令和元年12月11日、「災害時における連携協力に関する協定」を締結した。

具体的には、被災都市（被災者）が必要としている物資等の要請内容を支部長、都道府県市長会長等からの連絡により本会が把握し、その内容をＪＰＦに要請する。

要請を受けたＪＰＦは、被災都市市長と要請物資等の支援内容について直接協議し、対応可能な要請事項を整理したうえで、ＪＰＦの関連企業・ＮＧＯ等に対し、物資や輸送手段等の支援の呼びかけ、調整を行うこととしている。

この一連の流れにより、ＪＰＦの関連企業・ＮＧＯ等から被災市区に、直接、迅速かつ適切に支援が行われる仕組みが構築されている。

３　総務省等と連携した人的支援

総務省では、大規模災害時における地方公共団体からの応援職員の派遣について、被災団体のニーズに応じ、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）及び指定都市市長会と連携し、発災直後の短期派遣（応急対策職員派遣制度）と復旧・復興段階の中長期派遣（復旧・復興支援技術職員派遣制度等）を実施している。本会においては、総務省等と連携し、被災地への職員派遣を支援するため、以下の取組を行っている。

（１）応急対策職員派遣制度

総務省では、主に大規模災害発生直後の被災市区町村に対し、被害状況等の確認や被災市区町村のマネジメントを支援する「総括支援チーム」、避難所の運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援する「対口支援チーム」を短期派遣として派遣している。

本会においては、応援職員の派遣に関し、総合的な調整などを行うため、応援職員確保調整本部の構成団体として、総務省、全国知事会、全国町村会、指定都市市長会とともに、必要な情報収集及び共有並びに支援団体の調整・決定等の意思決定を行っている。

（２）被災市町村に対する中長期の人的支援

ア　復旧・復興支援技術職員派遣制度

総務省では、都道府県等において、平時に、土木技師、建築技師等の技術職員不足の市町村支援業務に従事する技術職員を確保し、大規模災害時には、被災地に中長期で派遣することが可能な技術職員数を事前に登録し派遣することとしている。

本会においては、復旧・復興支援技術職員確保調整本部の構成団体として、総務省、全国知事会、全国町村会、指定都市市長会とともに、技術職員の派遣に関し、必要な情報収集・共有、総合的な調整・意思決定を行っている。

イ　総務省、本会、全国町村会による派遣制度

被災の規模により被災都道府県内及び地域ブロック内の職員による人的支援（復旧・復興業務にあたる事務職員等を含む）が不足する場合、当該被災県からの派遣要請により、総務省、本会、全国町村会が連携し、全国の市区町村職員を被災市町村に派遣する取組が行われているほか、被災市町村で働く意欲のある市区町村の元職員等の情報を被災市町村に提供している。

本会においては、総務省が取りまとめた被災都道府県からの派遣要請を受け、各都道府県市長会、指定都市市長会、中核市市長会等の協力を得ながら、全市区長に対して職員等の派遣及び元職員等の情報提供を依頼し、市区からの派遣申出を取りまとめ、総務省を通じ要請のあった被災県に提供し、中長期の職員派遣が行われている。人的資源にも限りがある中で、市区長のご理解・ご協力を頂き、復旧・復興業務に取り組む東日本大震災等の被災自治体を継続的に支援している。

４　おわりに

近年、国内各地で大規模な自然災害が発生し、全国の自治体においては、これまでの過去の災害を教訓とし、各地域の特性も考慮しながら防災・減災対策に取り組んでいる。大規模な災害が発生した場合には、ライフライン等の寸断に加え、被災地域に居住する市区長・職員は、自身や家族等も被災する中で、特に発災当初は、限られた人員・資源

により、災害対応にあたらざるを得ない事態が生じる。

本会では、上述した災害発生時における各地域からの助け合いのシステム等を整え、近年の災害時においてもこの助け合いが生かされている。直近では、令和４年３月16日の福島県沖を震源とする地震や、秋田県で被害をもたらした令和５年７月15日からの大雨等の災害においても本会ネットワークが生かされているが、引き続き、国や全国の自治体、関係団体等と密接に連携しながら、災害に強い地域づくりに向けて、被災地支援等を進めていくこととしている。

最後に、全国の自治体では、姉妹都市や災害相互応援協定、住民行政における交流関係、過去の災害支援への恩義などから、発災直後から独自に職員派遣や物資等を支援するなど、本会が関わるスキーム以外にも、市区町村長・職員等の努力により、多くの災害支援が実施されていることを付言しておきたい。